

令和5年度 20歳未満喫煙防止・受動喫煙防止ポスターコンクール応募要領

1 募集テーマ

「20歳未満の喫煙防止」及び「受動喫煙の防止」をテーマとし、以下の（1）～（3）に挙げる題材とした作品を描いてください。

（1）受動喫煙の防止を呼びかける内容

（2）20歳未満の者の喫煙防止を呼びかける内容

ア 20歳未満の者がたばこを吸わない決意、誘われても断る勇気を示す内容

イ 20歳未満の者の友達がたばこを吸わないよう呼びかける内容

（3）禁煙の大切さを伝える内容

※20歳未満の者の喫煙や受動喫煙による身体への影響について調べ、作品を描くときに参考にしてください。

なお、東京都ホームページ「とうきょう健康ステーション」には、20歳未満の者の喫煙や受動喫煙による身体への影響についてまとめたリーフレットや動画を掲載していますので、適宜御参照ください。

※人を傷つける言葉の使用はお控えください。

2 応募資格

小学生の部：都内在住又は在学の小学4年～6年生及び特別支援学校小学部の4年～6年生

中学生の部：都内在住又は在学の中学生及び特別支援学校中学部の生徒

高校生の部：都内在住又は在学の高校生及び特別支援学校高等部の生徒

※ 小学1年～3年生及び特別支援学校小学部の1年～3年生の作品は、
審査対象外となりますので御注意ください。

3 作品の規格・画材

B3程度のサイズ（原則としてB4以上、四つ切まで）の用紙を縦に使用してください。

彩色・画材については自由です。

4 応募方法

応募用紙に氏名（ふりがな）、住所、電話番号、学校名及び学年を記入して作品裏面に添付し、折り曲げずに送付してください。作品は全て返却しますので、記入漏れがないよう御注意ください。

なお、学校で応募作品を取りまとめている場合もありますので、御応募いただく際は事前に学校に御確認ください。

（1）応募先

〒157-0076

東京都世田谷区岡本3-37-6

株式会社スチュワード

令和5年度 20歳未満喫煙防止・受動喫煙防止ポスターコンクール事務局

※ 作品は折り曲げたり、丸めたりせず御送付ください。

また、持ち込みは御遠慮ください。

（2）応募に当たっての注意

- ① 一人1点のみ応募できます。
- ② 既存のキャラクター等は使用しないでください。
- ③ 未発表のオリジナル作品に限ります
- ④ 成年年齢を18歳に引き下げる内容とする「民法の一部を改正する法律」が、令和4年4月1日から施行されましたが、成年に達しても、20歳未満の者の喫煙は禁止されています。作品の制作にあっては、「未成年」という用語を使用せずに制作してください。
- ⑤ 応募作品は、受賞作品決定後、応募者全員へ返却いたします。
- ⑥ 応募作品の著作権（著作権法第27条及び同第28条に定める権利を含む。）は、東京都に帰属します。

5 締切

令和5年9月13日（水曜日） 当日消印有効

6 選考

入賞作品は東京都が選考し、各部門につき原則、最優秀作品1点、優秀作品5点ずつを決定します。

7 入賞作品の発表（予定）

令和5年11月上旬に決定し、11月中旬に東京都ホームページに掲載します。入賞者には個別に通知します。
(表彰式開催予定)

8 賞状、副賞

各部門の入賞者に賞状と副賞（図書カード）を贈呈します。最優秀賞 5千円分、優秀賞 3千円分

9 作品の使用

入賞作品は、パネル化して展示するなど、普及啓発のために使用させていただきます。

10 その他

応募の際に頂いた個人情報については、賞状及び副賞の送付、作品の返却及び作品使用に関する御連絡等、本事業の目的以外に使用することはありません。

入賞者の氏名、学校、作品等は東京都のホームページ等にて公表予定です。予め御了承ください。

また、入賞者の方には個別に御連絡し、作品に込めた思い等をお伺いすることがあります。

11 問合せ先 東京都福祉保健局保健政策部健康推進課事業調整担当 03-5320-4361

※ 応募先については、裏面の「4 応募方法」をご覧ください。

20歳未満喫煙防止・受動喫煙防止ポスターコンクール 《作品応募用紙》		事務局使用欄(空欄のまま御提出ください。 作品No.)	
①応募区分 ※番号を記入		I 小学生の部 ※4~6年生が対象です。	III 高校生の部
		II 中学生の部	
ふりがな			
②氏名			
③学校名		④学年	
⑤学校の連絡先	〒 TEL		
▼学校単位で応募いただく方のみご記入ください			
担当の先生のお名前			
▼個人で応募いただく方のみご記入ください			
ご自宅の連絡先	〒 TEL		
☆記入の上、作品裏面に貼付してください。			